

加古川市空家等の適正管理に関する要綱

平成 23 年 3 月 29 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）及び加古川市空家等の適正管理に関する条例（平成 29 年条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、空家等又は放置家屋等が管理不全な状態となることを防止し、市民の安全・安心の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの（長屋（これに類する形態の建築物を含む。）であって居住その他の使用がなされていないことが常態である住戸を含む。）及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 放置家屋等 建築物その他の工作物及びその敷地（前号に規定するものを除く。）で、使用されていない等の理由により、管理が不十分なものをいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (3) 管理不全な状態 次のアからエまでのいずれかに該当する状態をいう。
 - ア そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - イ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ウ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
 - エ その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- (4) 所有者等 所有者又は管理者をいう。

(空家等連絡会議)

第 3 条 市長は、法第 2 条第 2 項の規定による特定空家等の認定、法第 6 条第 1 項に規定する空家等対策計画の作成及び法第 14 条に規定する特定空家等に対する措置、条例第 10 条第 1 項に規定する軽微な措置及び条例第 11 条第 1 項に規定する安全措置並びに管理不全な状態の空家等又は放置家屋等の判定及び指導方針の決定に関し必要と認める場合は、関係部署等を構成員とする加古川市空家等連絡会議を設置し、開催することができる。

(助言又は指導)

第 4 条 市長は、空家等又は放置家屋等が管理不全な状態にあると思料するときは、当該所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導を行うことができる。

(補則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。